

【用語】皆済—年貢を完納すること 勢田郡生越村—利根郡昭和村
本途—本途物成ともいい、田畑・屋敷地に課された本年貢 御伝馬宿
入用—五街道など幕府管理下の宿場の維持費にあてるため賦課された
小物成 御蔵前入用—浅草の幕府米蔵の維持費にあてるため賦課され
た小物成 荏—荏胡麻の古名 斗立—はかりだて 口米・口永—本年
貢に付加するもので、米納に付加するものが口米、金納に付加するも
のが口永 歩銀—金銭の改め手数料 石代納—米の代わりに貨幣で納
めること 御成箇—御取箇ともいう、年貢のこと 掛物—本年貢以外
に課された雑税 小手形—年貢の請取書

【解説】年貢割付状によつて領主から村へ年貢が賦課されると、村役
人は村民の持高等に依じて年貢を分配し、村民から集められた年貢は
数回に分けて領主へ上納された。これに対し領主は、分納のたびに小
手形を発行したが、その年の年貢すべてが完納されると、領主はあら
ためて村へ一年分の年貢完納を通知した。これが年貢皆済目録であり、
先の割付状に対応するものである。

この文書は、赤城山北麓に位置し、幕府領であつた勢多郡生越村の
年貢皆済目録の写であるが、この目録が一般的な記載と異なるのは、
差出が生越村役人の連名で、宛名が幕府代官の池田新兵衛になつてい
ることである。このように村から領主へ皆済状を提出し、領主の承認
(裏印)を請けたのち再び村へ戻される様式の文書は、一般に年貢上納
目録と呼ばれている。記載内容は皆済目録も上納目録もほとんど変わ
りなく、年貢米金・高掛物などの明細が記され、さらにその納入方法
が石代納・永納などに分けて記されるのが一般的である。なお、幕府
領の村々の場合には、御伝馬宿入用・六尺給米・御蔵米入用が高掛三
役として賦課されるのが特徴であるが、この上納目録には六尺給米は
記されていない。